平成２３年（フ）第５５号
長野市三輪９丁目25番13号　フレグランス黄金W102
債務者　渡辺順子こと　車　　順子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長野県上田市小泉346番地13
債務者　高橋　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２８号
長野県岡谷市神明町３丁目１番18号
債務者　宮入　　崇
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12749番地
債務者　福澤　清人
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第４３号
長野県上伊那郡宮田村6195番地36
債務者　徐　　良必
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１３５号
岐阜県瑞穂市本田911番地１　メゾン交告南棟201号
債務者　杉本　清美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
岐阜県可児市中恵土1936番地１オークリッヂ大昇408、住民票上の住所岐阜県可児市中恵土1936番地１オークリッヂ大昇203
債務者　丸山　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８２０号
名古屋市中区栄２丁目13番21号　ホープ白川207号
債務者　大矢由美子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
大津市桜野町２丁目８番15号　グランメール桜野201号、前住所大津市南志賀４丁目11番６号
債務者　駒井　良秋
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１号
滋賀県東近江市沖野２丁目10番７号、前住所滋賀県東近江市中野町779番地
債務者　酒井　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５４５号
大阪市西成区津守２丁目７番19号
債務者　東口洋子こと国本洋子こと頭川洋子こと　李　　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目12番10号
債務者　柴田　涼辞
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３４号
奈良市二条町２―３―18　グループホームあみ、住民票上の住所奈良市あやめ池北３丁目６番63号　荒木方
債務者　田北　孝雄
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
奈良県大和郡山市柳町574番地５
債務者　中川　千栄
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５５号
奈良県桜井市大字西之宮225番地
債務者　大磯美代子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７号
奈良県生駒市東生駒月見町202番地19
債務者　金谷　健造
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６９号
奈良県生駒市山崎新町２番37―502号
債務者　岩﨑　雅世
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所